

移動等円滑化取組計画書

2026 年 6 月 30 日

住 所 静岡市駿河区南八幡町 25 番 25 号

事業者名 静鉄タクシー株式会社
代表者名（役職名及 代表取締役社長
び氏名） 山田 光

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

UD タクシーの提供遅延と定期的な導入及び対応教育の実施

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
UD タクシー	UD タクシー車両の順次導入

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇・介助研修の実施	UD 車両のスロープ板を用いた乗降介助や車いすの固定方法などの適切な支援方法のレクチャー

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
見守り介助	車両から出入り口までの足元、ドア開閉、荷物を玄関間へ届ける。 などのサービス

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
HP での情報公開	車椅子のままの乗車はできないが、車椅子をトランクへ積み乗車することが可能。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修の実施	新任運転士の UD ドライバー研修受講

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内アナウンス	

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

—

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

弊社ホームページへの掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。